

## 航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会（第 4 回） 議事要旨

- 1 日時  
平成 24 年 12 月 18 日（火） 14 時 00 分 - 15 時 05 分
- 2 場所  
総務省 地下 2 階 第 1、2、3 会議室
- 3 出席者（敬称略）
  - （1）構成員  
安藤 真（座長）、飯塚 留美、五十嵐 喜良、伊藤 達郎、飛田 恵理子、  
平岡 幸夫、真咲 なおこ、山川 浩幸、吉村 淳
  - （2）総務省  
武井電波部長、竹内電波政策課長  
事務局：山崎衛星移動通信課長、菅田企画官、日高課長補佐、長澤航空係長
- 4 配布資料
  - 資料 4 - 1 航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会（第 3 回）  
議事要旨（案）【事務局】
  - 資料 4 - 2 航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会への意見  
【松本座長代理】
  - 資料 4 - 3 将来の航空機局の検査等の在り方（案）【事務局】
  - 資料 4 - 4 航空機に搭載する無線局の検査に関する検討会報告案 【概要説明  
資料】【事務局】
  - 資料 4 - 5 航空機に搭載する無線局の検査に関する検討会報告案【事務局】
- 5 議事概要
  - （1）開会
  - （2）配付資料の確認
  - （3）議事  
（安藤座長）

本日の検討会を欠席されている松本座長代理から意見が提出されているので、事務局よりご説明いただきたい。

→松本座長代理からいただいた意見（資料 4 - 2 航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会への意見【松本座長代理】）について、事務局より説明があった。

（安藤座長）  
我々も松本座長代理の意見には同感しており、そのような気持ちで検討会を進

めて行きたい。

① 前回議事要旨の確認

事務局より、「資料４－１」の「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会（第３回）議事要旨（案）」を事務局から事前に構成員の皆様へ事前に送付し意見照会させていただいたところ、一部の構成員の方々から修正意見をいただいた旨の報告があった。なお、修正意見を反映した議事要旨（案）を改めて確認いただいたところ特段の意見はなかったため、構成員により「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会（第３回）議事要旨（案）」が承認された。

② 検討会報告（案）について

（安藤座長）

第３回検討会の宿題事項（将来の航空機局の検査等の在り方（案）について）について、一部の構成員（航空事業者系の構成員及び消費者系の構成員）及び事務局間で打合せいただいたところ、資料４－３のとおりまとめられたので、事務局から説明いただきたい。

→事務局より資料４－３について説明がなされた。

（安藤座長）

第３回検討会で事務局から提案された「６年間程度のデータ収集」ということには変わりはないが、中身が変わった。基本的にはデータを６年間程度収集し続けるが、３年間×２というイメージで３年目に中間検証し緩和すべきものはそこで拾い上げていくことになった。また、データ収集の対象は連続式耐空証明を受けている航空機が前提であるが、今回の措置により今まで以上に規制が強くなるものについては、連続式耐空証明を有しているものと同様に検査周期を伸ばすという提案である。共通予備制度については変更検査を省略し変更許可だけとなるので、簡略化できると思う。

（伊藤構成員）

資料４－３に「適用対象は航空法第１４条ただし書きにより連続式の耐空証明書を受けている航空機の航空機局」とあるが、適用対象の条件は連続式耐空証明を受けている事業者ではなく航空機局なのか？

（事務局）

航空機局である。

（Peach Aviation・井上氏）

資料４－３に２分の１の特例措置に関する記述があるが、これから２分の１の扱いを受けたい場合はどうすれば良いのか？

（事務局）

本件は検証期間中の内容なので、現在２分の１の特例措置を受けている場合は引き継ぐものと考えている。従って、検証期間中は資料４－３の（１）～（４）の条件を満足する場合を適用対象とする。

(Peach Aviation・井上氏)

今後、2分の1の条件を満たしたとしても適用対象にはなれないのか？

(事務局)

6年間の検証期間中はこの条件を進めるため適用対象にはならない。

(安藤座長)

2分の1の適用を受けるにはどうすれば良いのか？

(事務局)

自社の整備工場を持ち信頼性管理方式を導入している等の条件を満足する事業者の無線局に対するベンチチェックについては、対象となる無線局全数の2分の1の数を対象に検査していくというものである。

(安藤座長)

つまり、2分の1の特例措置については、6年間の検証期間中は凍結ということか？

(事務局)

検証期間中は2分の1の特例措置は凍結し、提案した方式を進めて行く。

(安藤座長)

それでは、資料4-3については良いか？

(事務局)

資料4-3の2ページ目に誤記があるのでお知らせする。当該ページに「検証期間中のベンチチェック周期の延長の対象は、無線設備の管理、整備体制が十分に整っていることを担保するため、いわゆる、連続式耐空証明を受けている航空機を運航する無線局免許人の無線設備とする」とあるが、ここを「検証期間中のベンチチェック周期の延長の対象は、無線設備の管理、整備体制が十分に整っていることを担保するため、いわゆる、連続式耐空証明を受けている航空機の航空機局とする」と修正いただきたい。

(安藤座長)

了。続いて、資料4-4及び資料4-5について事務局から説明いただきたい。  
→事務局より資料4-4及び資料4-5について説明がなされた。

(安藤座長)

報告書(案)の第0章「はじめに」が調整中となっているが、別添のとおり案文を作成したので確認いただきたい。電波法の重要性は低下していないが、前に進めるような手法も出てきているので不要な規制は除いていきたいという主旨で作成した。そのような内容で報告書(案)は構成しており大きな流れは変わらないので、今後は書きぶりについて修正したものを事務局からご提案いただきたい。

い。何か意見はあるか？

(Peach Aviation・井上氏)

当初来、電波利用環境改善と航空機の安全ということが標記され、報告書(案)の「はじめに」で「電波利用環境の監視・管理」とあるように、あくまで電波法は電波管理を主眼においた法律であるということで結ばれているが、本検討会では電波法は安全にも関係しているということで報告書(案)をまとめるのか？

(安藤座長)

無線システムは航空機の安全運航に欠かせないシステムであり、その健全な育成を考えることが本検討会の大前提となる立場なので、その点についての記述が足りないようであれば記述しても良いと思う。

(Peach Aviation・井上氏)

ところどころ議論の一部だけを取り上げて記載されているような箇所があるので、今後は報告書(最終案)を文書でいただき、メールなどで調整し詰めていきたいかがか？

(安藤座長)

良いご提案だと思う。こうした方が良いという案は出していただき、報告書(最終案)についてはパブコメ前に構成員の皆さんに確認いただいたものをパブコメにかけていきたい。大きな変更は基本的に無いものとして、書きぶりや正確性を上げるものがあれば事務局に意見いただくこととしたい。万一、議論になるところがあれば構成員の皆さんに情報を出していただき報告書(最終案)としていきたい。

(飛田構成員)

報告書(案)第0章「はじめに」で「本検討会の検討結果が電波法の趣旨に適うにとどまらず、我が国の航空事業の国際競争力強化に寄与し、結果として国民が安心して安全な航空機に乗ることができる体制を推進していくための一助となることを切に願うものである。」とあるが、国際競争力強化の結果、安心・安全を実現できるという書きぶりになっており、国際競争力の強化が前面に出ている点が気になる。まずは、安心して乗ることのできる安全な航空機であることが前提であると思うので「消費者の選択肢を増やし、国民が安心して安全な航空機に乗ることのできる体制を推進することが、結果として国際競争力を強化することに繋がる」というような書きぶりに変更していただきたい。

(安藤座長)

つまり、本検討会の検討結果が電波法の趣旨に適うという前提の下で、多様な消費者の選択肢を鑑み、国民が安心して安全な航空機に乗ることのできる体制を推進することが、結果として国際競争力を強化に繋がるという主旨で良いか？

(飛田構成員)

了。

(平岡構成員)

報告書(案)の「はじめに」が長いので、経緯や背景などについては本論に移していただき、「はじめに」をもう少しコンパクトにした方がバランスが良い。

(伊藤構成員)

報告書(案)の第7章「まとめ」の(3)(4)(5)のところを見ると、組織系や人間系に関するソフト面の話が多いので、技術的なハード面の話も加えていただき、ソフト面とハード面をバランス良く記述していただきたい。

(安藤座長)

組織・体制や運用者に関するソフト面の話だけでなく、技術的なハード面の話も入れて欲しいという要望なのでバランス良く記述していただきたい。

(飯塚構成員)

報告書(案)のP8に無線設備の不具合による事故等の事例が記述されているが、最新の不具合事例も加えた方が良いので、先般報道されたデルタ航空における無線設備の不具合事例についても追記いただきたい。

(安藤座長)

無線設備の不具合事例について最新のものがあれば、追記いただきたい。それでは、報告書(案)において、言い回し、誤字、記載順序の訂正などがあれば何日までにご意見いただくべきか？

(事務局)

パブコメの準備などがあり年内には体裁を整えなくてはならないので、12月25日までにご意見いただきたい。

(安藤座長)

報告書(案)において言い回し、誤字、記載内容の順番の訂正などがあれば、構成員の方から12月25日までにご意見いただき、その上で修正した報告書(案)を再度構成員に提示いただき、パブコメにかけていきたい。それでは、報告書(案)についてはこれらのことも含めて認めていただいたこととする。報告書(案)の「てにをは」の修正については私と事務局に一任いただきたい。議論を伴う大きな変更については適宜ご相談させて頂くこととする。

### ③その他

事務局より参考3を用いて今後のスケジュールについて説明がなされた。

(安藤座長)

それでは、1月上旬～2月上旬の約1ヶ月間パブコメにかけて意見募集し、2月中旬には意見に対する回答(案)を事務局で作成いただいたものを各構成員にご確認いただき、2月下旬～3月上旬に第5回検討会を開催することとする。

(Peach Aviation・井上)

今後、報告書（案）の修正作業はメールを用いて事務局と一対一で進めて行くことになるが、その際に一方の意見ともう一方の意見が相容れず、第三者の方のご意見をいただきたい時は、座長を含む他の構成員にメールで展開いただいても良いか？

（安藤座長）

了。議論を尽くした方が良いので、メールで各構成員に展開することも含めて実施していきたい。

（４）閉会

以上